

議案第 8 号

藤岡市国民健康保険税条例の一部改正について

藤岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

**平成31年2月25日可決**

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤岡市国民健康保険税条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「次の」を「、次の」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 災害等により市税の減免を受けた者
- (3) 国民健康保険法第59条の規定により療養の給付等の制限を受ける者  
第25条第1項に次の1号を加える。
- (4) その他特別の事由があると市長が認める者

第25条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に該当することにより同項の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に同号に該当することを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

第25条の2第1項第2号オ中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第27条中「外」を「もののほか」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤岡市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。